

小林聡子さん

取材：2022年8月

「困ったことは解決!」と積極果敢に
新たな発明・創作や権利化にチャレンジ

「不便は解決したい」「誰かのお役に立てたらうれしい」と日常のシーンに役立つ「パタママ[®]」式アイデアで取得した特許は16件。数々の受賞歴もある主婦発明家であり、主婦事業家でもある。さまざまな媒体で自らの発明や知財に関する情報を伝えるとともに、地元・足立区での出会いを大切にしながら製品化を行うなど、持ち前の明るさと行動力で、多くの人々を元気づけている。

主な権利

2021年：特許 第6827514号
2021年：特許 第6829530号
2020年：意匠登録 第1666169号
2020年：商標登録 第6225388号
2020年：商標登録 第6308370号

概要

利用拠点：東京都足立区弘道1-5-20
第3弘道プラザ1F ツナグ
U R L：https://patamama-style.tokyo



小林 聡子さん

「私も考えてたの」と言う人も
知財があると言えば納得する

便利なアイデアを思いつくことが昔から好きだったという小林さん。90年代にちょっとした発明を投稿して主婦向けの雑誌などに掲載されたことや、テレビで紹介されたこともある。発明コンクールに出品して評価され、受賞したことも。展示会で、一般客から「私もこれ考えてたの」と話しかけられたことは非常に多いという。「そうした場合にも『私は特許を取っています』と言うだけで対応できるのは大きいと感じていました」と語る。最初に特許を出願したのは1999年のこと。家庭でのお困りごとを解決するゴキブリの捕獲器だった。初めて特許を取得したのは2008年で、「振り塩」のできる便利な計量スプーン「free-sio[®]」である。知財センターを知ったのは2010年。「クロスホールスポンジ」というものを通じてだった。「スポンジの穴にお箸を通して、水筒などの洗にくいものも便利に洗えるアイデアです。このとき私は『単なる

裏ワザも、形にすれば特許になる』と気づきました。そこで、このときも自力で特許を出願しましたが、拒絶査定になってしまったんです。せっかくのいいアイデアなのだと思います。特許庁に電話で相談したら、知財センターという機関があると紹介してもらいました。そして知財センターに相談しながら審判請求と補正をして問題をクリアしました」

自分も愛犬も周囲の人々も
みんながうれしいアイデア

そんな小林さんがある日から家族で犬を飼うようになったのだが、そのフンの後始末に困り、「なんとかもっと便利に始末できないものか」と考えるようになった。「困ったことは解決しよう」との前向きな想いが新しいアイデアになり、やがては知財の取得にもつながる。

発明したのは、フン取りグッズ「わんぼろ[®]キャッチ」。ダイレクトキャッチするか、挟んで拾って、めくった袋にそのまま入る。一連のスマートな作業でフンの

始末が楽になるのはもちろん、汚すこともなく、処理で愛犬を待たせなくてもいい。「これで日本がマナー大国になったらうれしいですね」と小林さんは語る。

「単に節約・便利好きの主婦という感じだったのですが、個人として何かを発明するだけではなく、製品化することでもっと世の中のお役に立ちたいと考えました」という小林さんは次の行動に移る。

地元タッグでやり取りし
製品をブラッシュアップ

「今までいろんな失敗をしてきているのですが、それでも『わんぼろ[®]キャッチ』は製品化できると思ったんです。それで、それまで一生懸命に貯めたお金を使い、地元である足立区のプラスチック成型の会社にお願ひし、設計担当の方と直接やり取りさせていただきました。当初のアイデアからさらに工夫し進化させながら完成へと向かったのは、とても良かったと思います。ただ、試作と改良を何度も繰り返しましたから、最初に取得した特



ヘラと箸の機能を一体化したパスタサーバー兼調理器具の「アントラー」。麺をつかんだり、炒めたり、レトルトの袋を絞ったりするなど、これ一本でいくつもの調理作業ができる。(特許第6148214号、意匠登録第1546866号、商標登録第5880390号)



スポンジに空いている穴に箸を通すだけで、水筒の底まで届いて洗える「クロスホールスポンジ」。(特許第4713226号)

犬のフンを素早くきれいに片付けることができ、愛犬との散歩が楽しくなる「わんぼろ[®]キャッチ」。約2年間の累計で4,000枚ほどが販売された。2022年の第47回「発明大賞」で考案功労賞を受賞。(特許第6827514号、意匠登録第1666169号、商標登録第6308370号ほか)



振り塩のできる計量スプーン「free-sio[®]」(フリーシオ)。婦人発明家協会主催の「なるほど展」で、2002年に特許庁長官奨励賞を受賞している。(特許第4112839号、意匠登録第1632554号、商標登録第6146537号)

許の内容から変化していったので、それに合わせて新たな特許をその都度取得する形にもなりました。そうしたプロセスの中で、知財センターのアドバイザーには『この部分をこう変えると、別の特許になりますか?』などの質問をして、的確な助言をもらいました」

開発者が先願を調べることで
新たなことが見えてくる

改めて、個人にとって知財がどのように大切なものかを尋ねた。「私のような個人が製品化に踏み出すのは、大きな冒険でしたね。そしてその際に、もしも誰かの権利を侵害しているとしたら、いちばん怖いわけです。そのために、私にとって重要だったのは、知財権を取ることよりも、まずは『防御』です。特許権侵害防止のために製品化前に先行技術を自分で調査することは必須ですが、出願して審査されることで、自分では調べきれない先行技術を確認できることが重要だと思います。私の場合は意匠も調査・出願し

ておくなど、できるだけ慎重に進めてきたつもりです。出願・権利化には費用がかかりますが、安心料という側面もあるかもしれませんね」

さらにこう語る。「今は商標に関することが社会の大きなニュースになるなど世の中が変わってきたかもしれませんが、それでも個人だと知財に疎いという人は多いと思います。でも、思いついたアイデアについて、自分で先願を調べていると、新しいことがどんどん見えてきます。ですから、開発者自らが知財に関わっていく意味合いは大きいと思います。知財のことを思いながら進めていくと、製品のブラッシュアップにつながります」

ハーグ国際意匠出願にも
先駆的利用者として挑戦

知財
センター
から

発明の着眼点やストーリーの組み立てをアドバイス

新しいアイデアが生まれると必ず相談があり、出願のためにどこに発明の着眼点を持ち、どんなストーリーの組み立てを行うべきかなどの議論とアドバイスをしました。その中でアイデアがバージョンアップされることもしばしば。弁理士を交えた知財センターでの相談も適宜行い、知財の基本プロセスを着実に踏んでいました。担当：西郷アドバイザー

積極的な小林さんの行動は、さらに海外へ。日本でハーグ国際意匠出願制度の利用が可能になった2015年5月から1年も経たない2016年1月に、代理人を使わずに電子出願を行った。「最初は『アントラー』という調理器具で出願し、失敗したんです。英語も全然分からずインターネット翻訳を使いながらの挑戦でした。でも、犬のフンは世界的な問題だと思い直して『わんぼろ[®]キャッチ』でもう一度チャレンジし無事に意匠登録できました」知財への経験を「失敗も多い」と語りつつ、自分が知財を取得したものは、できれば多くの人に使ってほしいと語る小林さん。「東京都の中小企業のせっかくのアイデアが残念なことにならないよう、知財センターにはもっと多くの人にアドバイスし活躍してほしいです」と微笑んだ。